

伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する市民のヘルメット着用を促進し、もって交通安全意識の高揚と交通事故等による被害の軽減を図るため、自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を予算の範囲内において、助成金を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における「ヘルメット」とは、自転車を利用する市内在住の中学生以下の者が乗車時に着用する新品のヘルメットであって、安全性に関する基準に適合している旨を証するものとして次に掲げるいずれかのマークの表示がされているものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会による認証(SGマーク)
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟による認証(JCFマーク)
- (3) 欧州連合の欧州委員会による認証(CEマーク)
- (4) ドイツ製品安全法が定める認証(GSマーク)
- (5) 米国消費者製品安全委員会による認証(CPSCマーク)
- (6) その他これらに類する認証等を受けたもので、市長が認めるもの

(助成の対象)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中学生以下の者が着用するヘルメットを購入した保護者又は同一世帯の18歳以上の者
- (2) 市税を滞納していない世帯に属する者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、ヘルメットの購入額(消費税等を含み、送料及びポイント等による支払い額を除く。)に対し、1個につき2,000円とする。ただし、2,000円未満のときは、その購入額とする。

2 助成金の交付は、当該年度中においてヘルメットの着用者1人につきヘルメット1個とし、かつ1回限りとする。

3 助成金は、当該年度における予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ヘルメットを購入した日の属する年度の末日までに、伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 自転車用ヘルメット購入助成金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を

添付するものとする。

- (1) ヘルメットを購入した際の領収書等（申請者氏名、購入日、購入店名、メーカー、品番、購入額等の記載があるもの）の写し
- (2) 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、保険証等）の写し
- (3) 第2条に規定する安全基準適合が確認できる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの
（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合には、助成金の交付を決定し、伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

3 市長は、申請内容を審査した結果、適正でないと認めたときは、助成金の不交付を決定し、伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金不交付決定通知書（第3号様式）にその理由を付して通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者は、伊勢原市自転車乗車用ヘルメット購入助成金請求書（第4号様式）により、助成金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この告示は、令和6年5月1日から施行し、同年4月1日以後に購入したヘルメットについて適用する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和6年12月24日告示第165号）

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の伊勢原市自転車用

ヘルメット購入助成金交付要綱に定める様式は、当分の間、必要な修正をした上で使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

| | | | | |
|-----------------|------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 申請者 (保護者等) | 住 所 | 〒 | | |
| | フリガナ | | | |
| | 氏 名 | | | |
| | 生年月日 | (西暦) | 年 | 月 日 |
| | 電話番号 | | | |
| ヘルメット の着用者 | フリガナ | | | |
| | 氏 名 | | | |
| | 申請者との関係 | | | |
| | 年 齢(1) | 歳 | 歳 | 歳 |
| | 学校名(2) | | | |
| 購入した ヘルメット | メーカー/ 品 番 | | | |
| | 安全基準 (いずれかに) | SG・JCF・CE・GS・CPSC その他() | SG・JCF・CE・GS・CPSC その他() | SG・JCF・CE・GS・CPSC その他() |
| | 購入額 | 円 | 円 | 円 |
| | 各交付申請額 (3) | 円 | 円 | 円 |
| 交 付 申 請 額 の 合 計 | | | | 円 |

説明

- ヘルメットを購入した日における年齢を記入してください。
- 着用者が小学生以上の場合に記入してください。
- 各交付申請額は、購入額が2,000円以上の場合には「2,000円」を、購入額が2,000円未満の場合にはその額を記入してください。

添付書類（各項目の にチェック✓をつけてください。）

ヘルメットを購入した際の領収書等の写し
 （申請者氏名、購入日、購入店名、メーカー、品番、購入額等の記載があるもの）
 申請者本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
 安全基準への適合が確認できる資料の写し
 その他（)

（裏面あり）

(裏面)

承諾・誓約事項 (各項目の にチェック✓をつけてください。)

次の事項を確認し、承諾及び誓約します。

| |
|---|
| 市税を滞納していない世帯に属しています。 |
| 市税の納付状況及び世帯の状況の確認を行うことについて同意します。 |
| 伊勢原市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等のいずれにも該当していません。 |
| ヘルメットの着用者は、自転車損害賠償責任保険等に加入しています。加入していない場合は、速やかに加入します。 |
| ヘルメットの着用者は、自転車に乗る時に守るべきルールのうち、特に重要なものである「自転車安全利用五則」を理解し、自転車の安全運転を心がけます。 1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 【自転車歩道を通行することができる場合】 <ul style="list-style-type: none">・歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転しているとき・歩道を通行することが「やむを得ない」と認められるとき 2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 信号は必ず守り、一時停止標識のある場所、踏切などでは、必ず止まって左右の安全確認を行う。 3. 夜間はライトを点灯 無灯火は交通違反であることを理解し、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転する。 4. 飲酒運転は禁止 自動車と同じく、お酒を飲んだときは自転車を運転してはいけないことを理解し、酒気を帯びている者への自転車の提供、飲酒運転を行うおそれがある者への酒類の提供についても違反であることを理解する。 5. ヘルメットを着用 自転車乗車中は、必ずヘルメットを着用する。 |
| 購入したヘルメットは、着用者本人が着用するものであり、転売、譲渡等を目的としたものではありません。 |
| 購入したヘルメットは新品であり、中古品や未使用品(フリマアプリ等で購入した場合を含む)ではありません。 |
| ヘルメット購入後に発生した事故等について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。 |
| 申請内容及び誓約事項に虚偽があった場合は、市に対して助成金を返還します。 |

年 月 日(承諾・誓約日)

氏名(保護者等)

第2号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金について、次のとおり交付することに決定したので、伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

交付決定額

円

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金について、次のとおり交付しないことに決定したので、伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金交付要綱第6条第3項の規定により通知します。

（不交付とした理由）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第4号様式（第7条関係）

伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

（請求者） 住 所 _____

連 絡 先 _____

氏 名 _____

伊勢原市自転車用ヘルメット購入助成金交付要綱第7条の規定により、次のとおり助成金を請求します。

| | | | |
|-----------------|-------------------|---------|-------------------|
| 交 付 請 求 額 | 円 | | |
| 助成金振込先 金融機関名 | 銀 行 信 金 農 協 | 支 店 名 | 本 店 支 店 出張所 |
| 預 金 種 別 | 普 通 当 座 | 口 座 番 号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | |